

## V その他

### (1) 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る特例措置の延長（印紙税）

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る特例措置を2年延長する。

〔工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に関する印紙税額〕

	特例措置 による税率	本則税率	
		不動産譲渡契約書	工事請負契約書
金額の記載のないもの		200円	
1万円未満		非課税	
1万円以上10万円以下		200円	200円
10万円超50万円以下		400円	
50万円超100万円以下		1,000円	
100万円超200万円以下		2,000円	400円
200万円超300万円以下			1,000円
300万円超500万円以下			2,000円
500万円超1,000万円以下		10,000円	
1,000万円超5,000万円以下	15,000円	20,000円	
5,000万円超1億円以下	45,000円	60,000円	
1億円超5億円以下	80,000円	100,000円	
5億円超10億円以下	180,000円	200,000円	
10億円超50億円以下	360,000円	400,000円	
50億円超	540,000円	600,000円	

※平成9年4月1日以降、1,000万円超の契約書について、特例措置が講じられている。

### (2) 飛行場において使用される車両の動力源の用に供される軽油に係る非課税措置の拡充（軽油引取税）

航空運送サービス業の用に使用され、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない車両の動力源の用に供される軽油に係る軽油引取税に関し、課税免除措置が講じられるよう、課税免除措置の対象飛行場に静岡空港を追加する。

### (3) 法人事業税の外形標準課税に係る特例措置の延長（事業税）

法人事業税の外形標準課税（資本割）に関し、所管法人等（JR三島会社（JR北海道、JR四国及びJR九州）、首都圏新都市鉄道株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、東京湾横断道路株式会社等）に係る特例措置を5年延長する。

### (4) 地震防災対策用資産に係る特例措置の拡充等 （所得税、法人税、固定資産税）

対象資産に緊急地震速報受信設備を追加等し、以下の特例措置を講じる。

- ①所得税・法人税：特別償却20%（平成21、22年度の2年間）
- ②固定資産税：課税標準3年間2/3に軽減（平成21年度）

- Jリート・SPCにおける導管性要件の一部見直し（法人税）
- 産業活力再生特別措置法に基づく事業革新設備等の特別償却制度の2年延長（所得税、法人税）
- 産業活力再生特別措置法に基づく法人分割に係る不動産の移転登記の特例措置の1年延長（登録免許税）
- 産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画等に従って取得した不動産に係る特例措置の2年延長及び拡充（不動産取得税）
- 中小企業等基盤強化税制（「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画に係るもの）の2年延長（所得税、法人税）
- 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の2年延長（法人税）
- 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の2年延長（法人税）
- 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る軽減措置について、建物部分に係る措置を縮減した上で、3年延長（固定資産税）
- 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置の2年延長（所得税、法人税、不動産取得税）
- 自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税、固定資産税）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に係る特例措置について、法人税の特別償却及び事業所税の課税標準に係る措置を縮減した上で、2年延長（法人税、事業所税） ※ 事業税（外形）、不動産取得税及び固定資産税の特例は廃止
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の5年延長（所得税、法人税、登録免許税、印紙税）
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の5年延長（所得税、個人住民税、不動産取得税）
- 農地制度見直しに伴う都市内農地に係る所要の措置（相続税、贈与税）
- 過疎地域における製造業、ソフトウェア業及び旅館業に係る特別償却制度の1年延長（所得税、法人税）
- 山村振興法に基づく認定法人（第3セクター）に対する特別償却制度の対象法人を、法人一般とする等に改組（特定地域における工業用機械等に係る特別償却制度に山村振興法に基づく振興山村地域を追加）（法人税）
- 雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度の2年延長（所得税、法人税）
- 河川立体区域制度の活用による河川整備に係る課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税）
- バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の2年延長（法人税、所得税）
- 認定建替計画に係る区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税）
- 独立行政法人都市再生機構が附則業務として不動産を取得した場合の非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外した上で、2年延長（不動産取得税）

- 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置について、対象から償却資産を除外した上で、2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る特例措置の4年延長（固定資産税）
- 事業基盤強化設備を取得した場合等の特例措置の2年延長（所得税、法人税、法人住民税）
- 公害防止用設備（揮発性有機化合物排出抑制設備）の特例措置の2年延長（所得税、法人税）